

福祉分野における居住支援

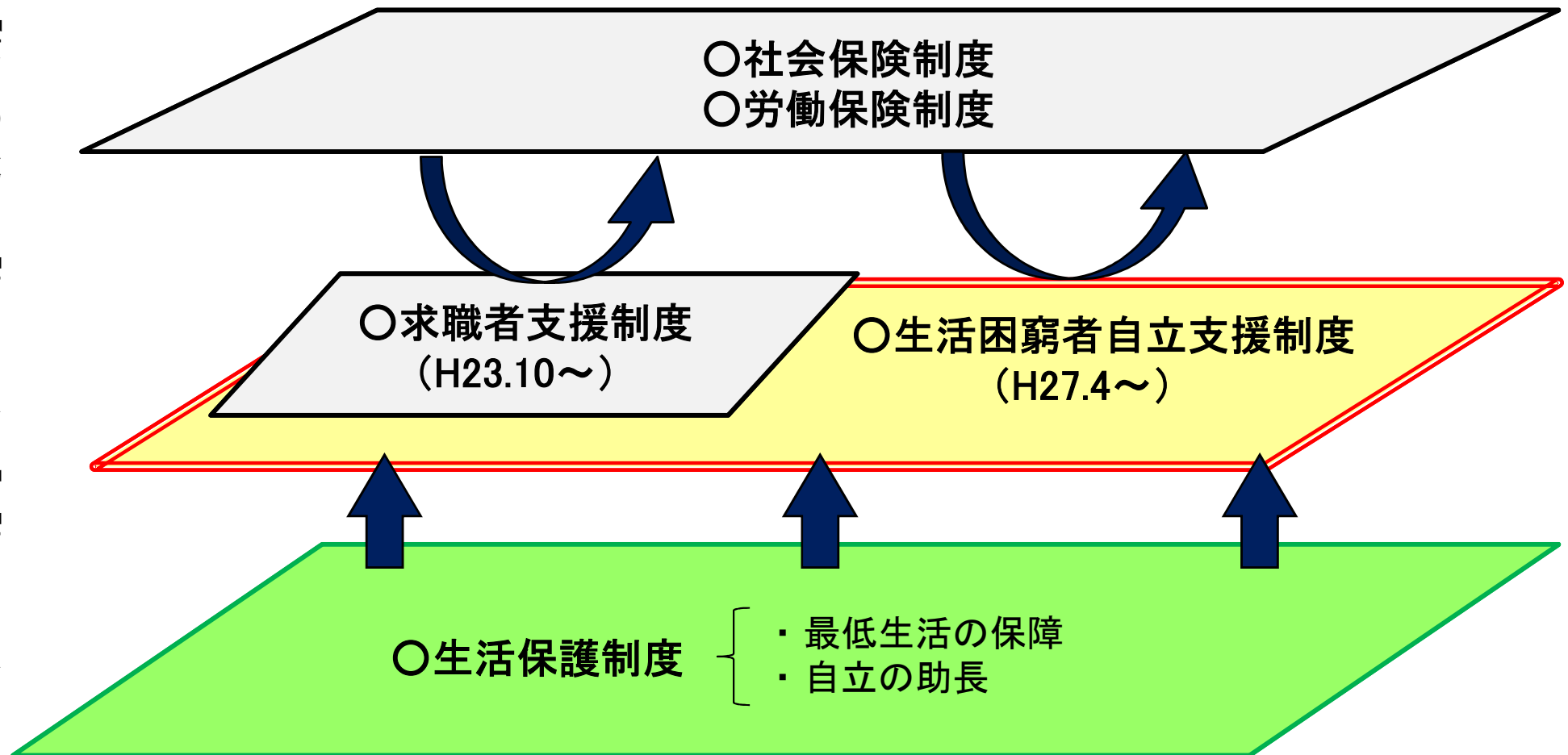
生活困窮者自立支援の立場から

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

◆**自立相談支援事業**
(全国902福祉事務所設置自治体、約1,300機関)

〈対個人〉

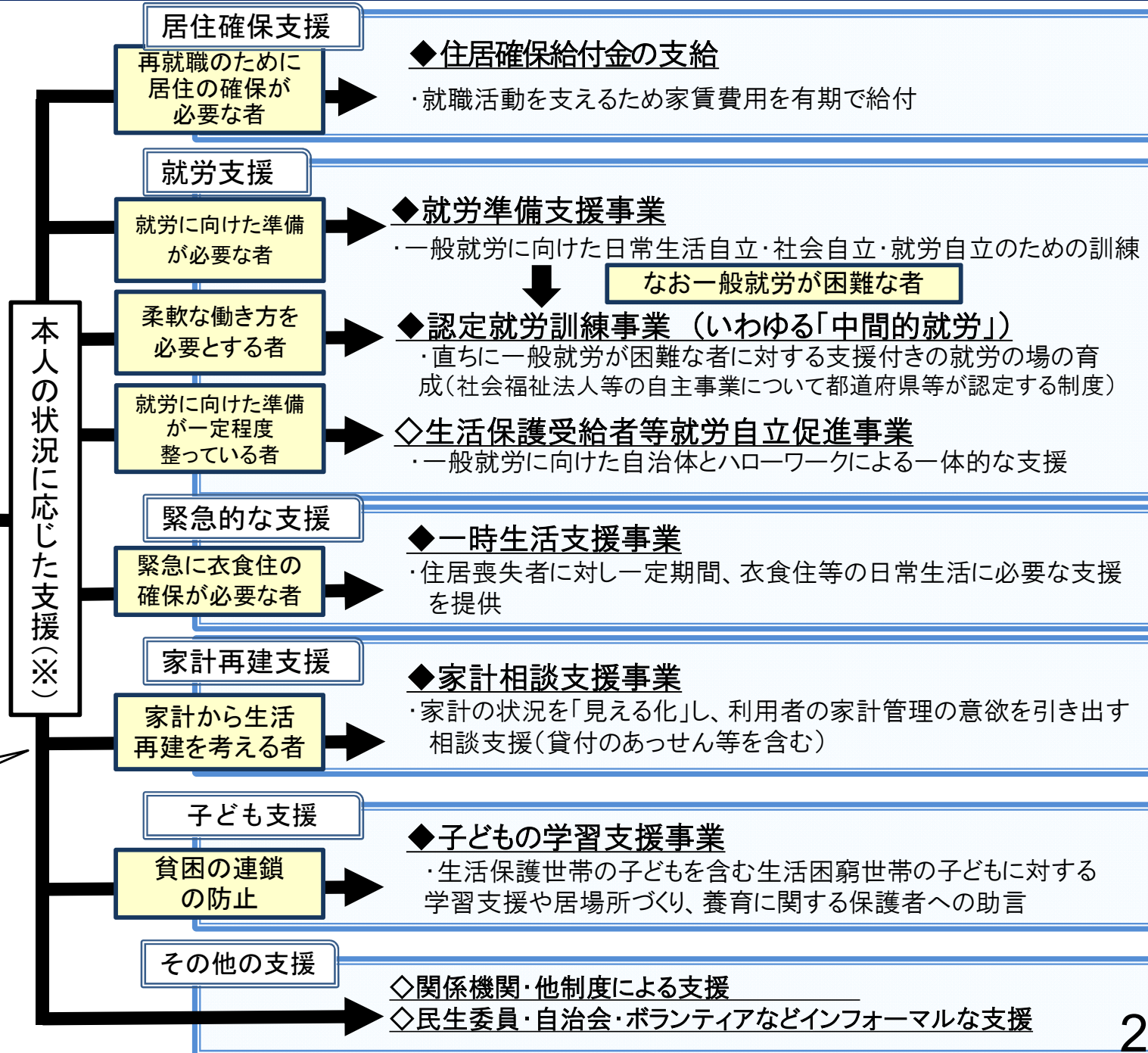
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



自立相談支援機関と住宅分野との連携状況

○ 住宅分野との連携は、初年度から28年度にかけて着実に進展している。

◆ 各機関と制度概要を共有している自治体の割合

◆ 困窮制度へつなぐ対象者像を明確化している自治体の割合

◆ 各機関から実際につながった実績のある自治体の割合

■ 28年度 n=902

■ 27年度 n=901

0%

20%

40%

60%

80%

100%

0%

20%

40%

60%

80%

100%

0%

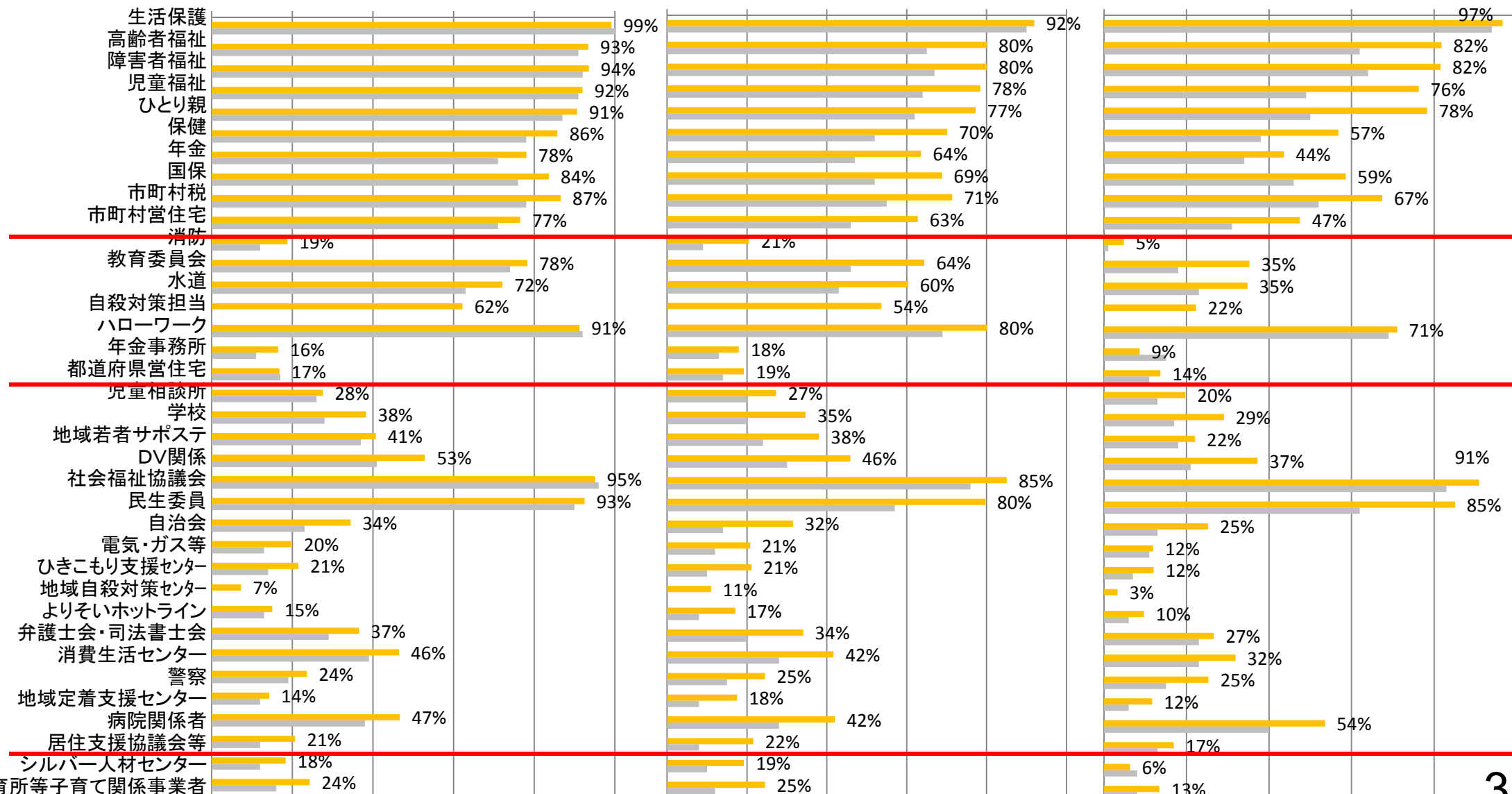
20%

40%

60%

80%

100%



(資料出所) 平成28年度自立相談支援事業と関係機関等の連携状況に関するアンケート(H29.2実施、厚生労働省生活困窮者自立支援室)。

生活困窮者自立支援法の検討について

○生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)附則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◆経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月25日閣議報告)(抄)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017 年度	2018 年度				
生活保護等	《厚生労働省》	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		年間新規相談 件数【2018年度 までに40万件】	就労支援プラン対 象者のうち、就労し た者及び就労によ る収入が増加した 者の割合【2018年 度までに45%】
		＜④生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞ 生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す					自立生活のため のプラン作成件 数【2018年度ま でに年間新規 相談件数の 50%】	生活困窮者自立支 援制度の利用によ る就労者及び増収 者数増加効果【見 える化】
				平成29(2017)年度の次期生活保護制度 の在り方の検討に合わせ、第2のセーフ ティネットとしての生活困窮者自立支援制 度の在り方について、関係審議会等にお いて検討し、検討の結果に基づいて必要 な措置を講ずる(法改正を要するものに 係る2018年通常国会への法案提出を含 む)			自立生活のため のプランに就労 支援が盛り込ま れた対象者数 【2018年度ま でにプラン作成 件数の60%】	任意の法定事業及 び法定外の任意事 業の自治体ごとの 実施状況【見える 化】
							※本制度は 2015年4月に施 行されたもの であるため、 施行状況を踏 まえてKPIにつ いて2016年度 に再検討	※本制度は2015年 4月に施行された ものであるため、 施行状況を踏ま えてKPIについ て2016年度に再検討

生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理【H29.3.17】(抜粋) ①

- 生活困窮者が抱える家賃負担や連帯保証人、緊急連絡先の確保等の「住まい」を巡る課題に対し、支援の不足が明らかになってきている。
- 自立を支える要素である居住面について、現行法において想定されている一時的・過渡的な支援に加え、本来的に長期継続性のある「住まう」ための支援を行えるようにする。

(6) 居住支援のあり方

【現状の評価と課題】

○「住まい」は、単にハードとしての「住宅・住居」の役割にとどまらず、家庭を育み、地域社会とのつながりを持ちながら生活していく「拠点」としての重要な役割があり、その確保が自立の基盤となる。

○従来より住宅行政における住宅セーフティネットとして、公営住宅のほか、民間住宅を活用した借上公営住宅、地域優良賃貸住宅等が供給されてきた。また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第10条に基づく居住支援協議会による支援も行われてきた。現在、国土交通省においては、こうした住宅セーフティネット機能の強化に向けた関連法案が国会へ提出されている。

(実績)・公営住宅の管理戸数(H26年度) 約216万戸 ・民間賃貸住宅に居住する高齢者世帯数(H25年度) 約162万世帯
・居住支援協議会の設置状況(平成29年1月末現在) 47都道府県17区市町

○生活困窮者にとっては、住まいを確保するに当たり家賃負担の問題に加え、連帯保証人、緊急連絡先の確保等の様々な課題がある。住居確保給付金により一時的に支援を行えば自立が可能となる世帯もあるが、本来的に長期継続性のある「住まう」という面についての具体的な支援メニューは現行法にはない。特に連帯保証人や緊急連絡先の課題は、身寄りがいない等の社会的孤立に起因すると考えられ、住宅確保だけでなく就職や入院等の場面でも課題となっている。

(実績)・高齢者の入居に対して拒否感を有する大家の割合 60% ・連帯保証人の確保に困った経験のある人 8.4%

○居住支援協議会の取組や、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」、居住支援に先進的に取り組む事例等からは、ハードとしての住居だけでなく、必要に応じた生活支援を付けることによって保証の問題も解消する等、生活支援とハード面を一体的にした居住支援のニーズがあるのではないか、こうした生活支援を誰がどのように提供するのか、といった論点が出てきている。

【論点】

(居住支援の必要性和検討すべき点)

○生活困窮者自立支援において居住支援は不可欠な要素ではないか。その際、住居の供給に関わる民間事業者も含め、住宅分野の政策と一体的に進めていく必要があるのではないか。

○支出に占める家賃負担が大きい場合、本人が希望すれば、転居は家計改善において効果的な手段となるが、低廉な家賃の住宅は限定されており、特に高齢者の転居は入居拒否等の様々な課題が存在する。こうした現状を踏まえ、どのような支援が考えられるか。

○身寄りがなく、収入の見通しが立たない生活困窮者は民間賃貸物件に入居することが難しい。自立支援や地域の見守りがしっかりと付いていることで、入居しやすくなるのではないか。

○基礎自治体での居住支援協議会設置が推進されており、この動きと併せて、日々の相談支援の中で支援ニーズを把握している自立相談支援機関が主体的に居住支援を行うことや、都道府県の居住支援協議会との間で関係づくりをしていくことなどが必要ではないか。また、空き家の活用と連携していくことも重要ではないか。

○「住まう」という概念には期間設定がなじまない。仮に居住支援を一つの事業とする場合、どこまでを制度の中の支援と位置付けるべきか。

○生活困窮者に対する居住支援の検討に当たっては、生活保護受給者も含めて利用している無料低額宿泊所のあり方との関連も念頭に置くべきではないか。

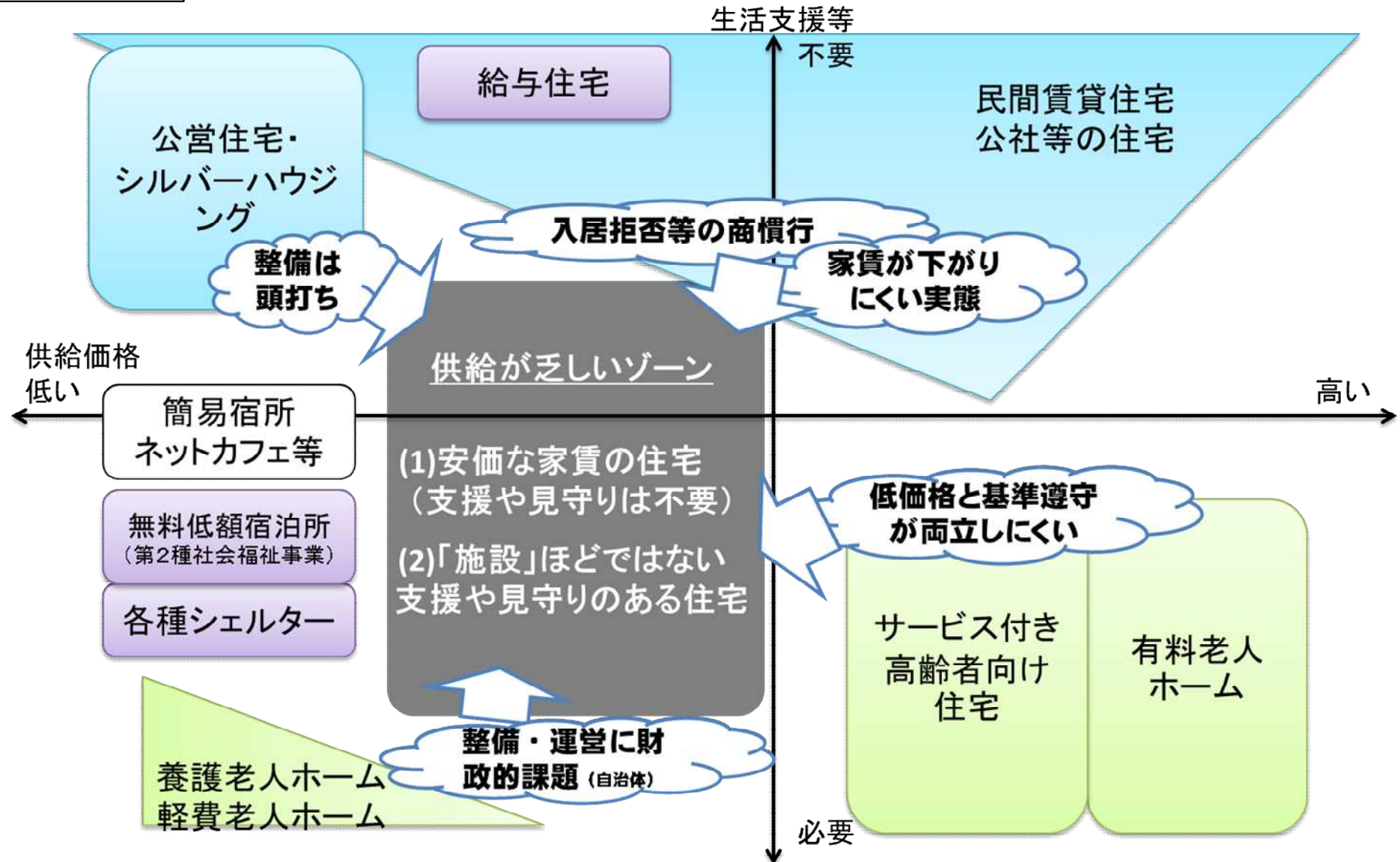
(住宅手当(家賃補助))

○家賃補助は、高齢者だけでなく、現役の稼働年齢層や若年層、厳しい家庭環境にあって自立できる年齢に達している子どもに対する効果的な支援の一つとして、国土交通省において関連法案が国会へ提出されている新たな住宅セーフティネットの家賃補助制度に期待しつつ、十分に活用できるよう厚生労働省・国土交通省間でしっかりと課題を共有しながら、施策実施に向けて共に進めていくべきではないか。また、居住支援法人の創設等、家賃補助制度以外の事項も含め、新たなセーフティネットの活用のための具体的方策を検討していくべきではないか。

居住に関する資源を巡る課題

「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第3回）（H29.6.27）」資料
以下 P17まで同じ

平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者等の支援のあり方に関する調査研究」報告書
（株式会社野村総合研究所）より



住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律

(平成29年4月26日公布 公布後6ヶ月以内施行)

背景・必要性

○ 住宅確保要配慮者※の状況

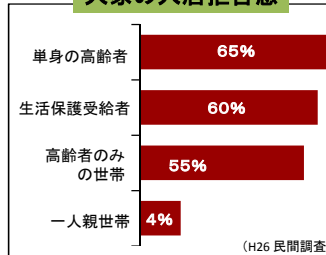
- 高齢単身者が今後10年で100万人増加（うち民間賃貸入居者22万人）
- 若年層の収入はピーク時から1割減（30歳代給与：<H9> 474万円 ⇒ <H27> 416万円〔▲12%〕）
- 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」（16%）
- 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43%（H26：一人親世帯296万 ⇒ 夫婦子世帯688万円）
- 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否

※ 高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など
住宅の確保に特に配慮を要する者

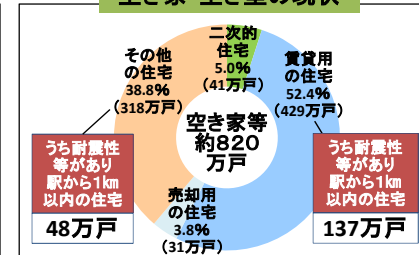
○ 住宅ストックの状況

- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- 民間の空き家・空き室は増加傾向

大家の入居拒否感



空き家・空き室の現状



➡ 空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

法案の概要

○ 国の基本方針〔既存〕に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

登録制度の創設

○ 空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録

- 構造・設備、床面積等の登録基準への適合（耐震性能、一定の居住面積等）
 - ※ 地域の実情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和
 - ※ 共同居住型住宅の面積等の基準も策定

○ 都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督

○ 登録住宅の改修・入居への支援

- 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構（JHF）の融資対象に追加

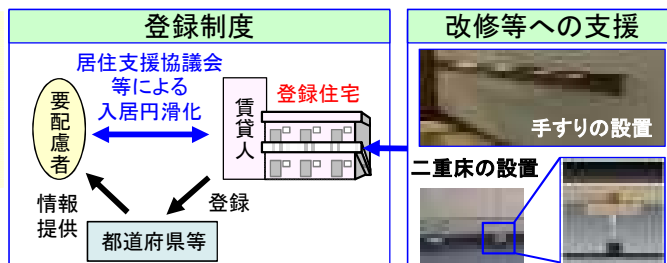
H29予算

専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について

- ①改修費を国・地方公共団体が補助、②地域の実情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助

(KPI)

登録住宅の登録戸数
0戸 ⇒ 17.5万戸
(年間5万戸相当)
(2020年度末)



住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

○ 居住支援法人による入居相談・援助

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人（NPO等）を都道府県が指定
- 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助

○ 家賃債務保証の円滑化

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施

○ 生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付※を推進

※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

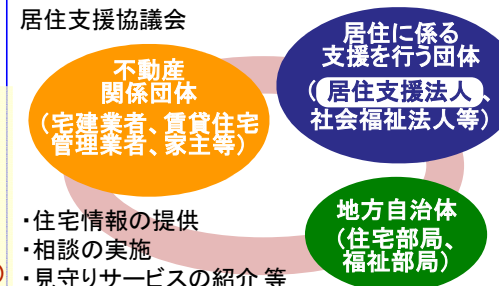
H29予算

居住支援協議会等による円滑な入居等を図るための活動に国が補助

(KPI)

居住支援協議会に参画する市区町村(①)及び自ら設立する市区町村(②)の合計が全体(1,741 市区町村)に占める割合
39% (① 669+② 17=686 市区町村) (2016年)
⇒80% (①+② ≧ 1,393 市区町村) (2020年度末)

居住支援協議会による支援の強化



福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

<厚生労働省>

社会・援護局長

社会・援護局

保護課長

地域福祉課長

地域福祉課 生活困窮者自立支援室長

障害保健福祉部長

障害保健福祉部 障害福祉課長

老健局長

老健局

高齢者支援課長

雇用均等・児童家庭局長

雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

<国土交通省>

住宅局長

住宅局審議官

住宅局

住宅政策課長

住宅総合整備課長

住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長

安心居住推進課長

土地・建設産業局長

土地・建設産業局 不動産課長

開催状況

○第1回連絡協議会(平成28年12月22日)

- ・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
- ・施策の現状・課題等について両省より報告 等

○第2回連絡協議会(平成29年2月27日)

- ・新たな住宅セーフティネット制度について
- ・生活困窮者自立支援制度見直しの論点整理(案)について
- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の見直し等について 等



第1回連絡協議会の様子



居住支援協議会による支援事例

○ 居住支援においては、①家賃負担、②保証や緊急連絡先の確保、入居拒否等、の2つが大きな課題であるが、これに対して、居住支援協議会(※)や社会福祉法人、NPO法人等が様々に取り組んでいる。

※居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づく協議会。地方公共団体(住宅部局・福祉部局)、不動産関係団体、居住支援団体等が参画するネットワーク組織。平成29年3月末現在66協議会(47都道府県及び19区市町)設置済み。

1. 居住支援協議会による支援の例

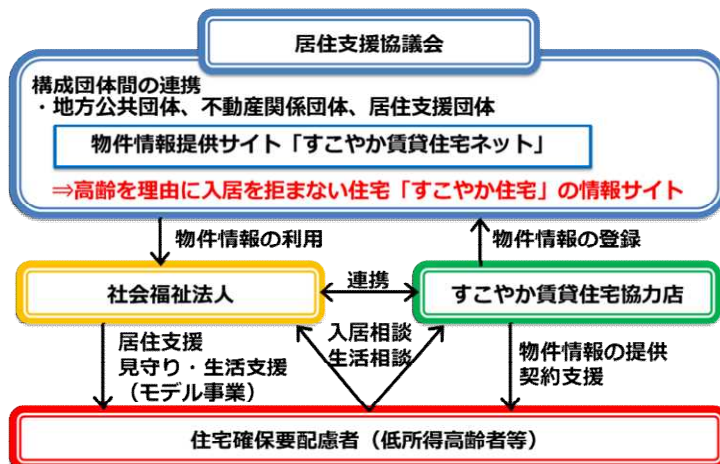
【京都市居住支援協議会】 ※H24. 9設立

- 高齢者が安心して入居できる「すこやか賃貸住宅」を協力不動産事業者「すこやか賃貸住宅協力店」が登録。社会福祉法人とすこやか賃貸住宅協力店が連携し、登録情報を活用した入居支援を実施。

※ 入居契約数:44件(うち契約終了は6件)29年1月時点

※ 行政・不動産・福祉が連携し相談会実施(年4回)

- 低廉な「住まい」と社会福祉法人による「見守りサービス」等を一体的に提供するモデル事業を実施。



【大牟田市居住支援協議会】 ※H25. 6設立

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、住宅情報システム「住みよかネット」を構築すると共に、空き家を改修・活用出来る仕組み(※)や住宅確保要配慮者の円滑な入居のための仕組みづくりを研究。

※ 悉皆調査により約1,000戸が活用可能と判断。所有者把握のための無料相談会を経て情報システムを構築し、これまでに14件の入居支援を実施。

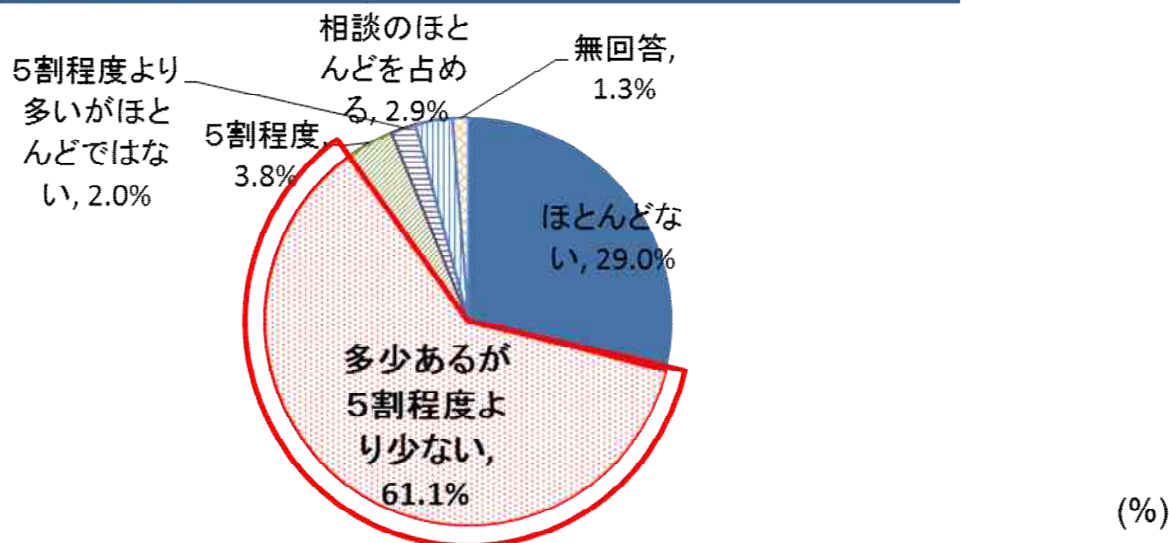
※ 協議会事務局は社会福祉協議会。



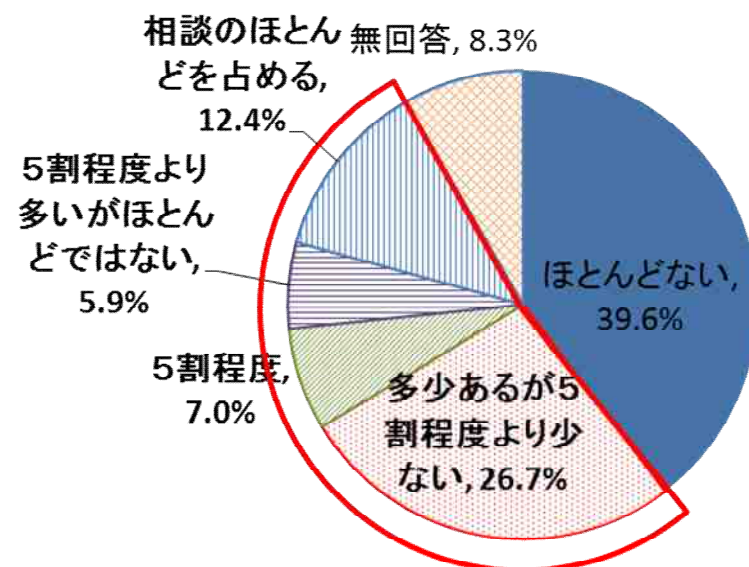
自立相談支援機関における居住支援ニーズ

- 新規相談のうち、住まいに関する相談は「多少あるが5割程度より少ない」とする自立相談支援機関が全体の約6割を占める。指定都市では、「相談のほとんどを占める」とする自立相談支援機関も2割弱存在する。
- 民間賃貸住宅への支援を行うケースにおいて、連帯保証人・緊急連絡先の確保が課題となっている自立相談支援機関が約半数を占める。

1. 新規相談のうち、住まいに関する相談が占める割合



2. 民間賃貸住宅への支援を行うケースにおいて、連帯保証人・緊急連絡先となる人がいないことが課題となったケースの割合



	全体	指定都市	中核市	一般市	町村部
ほとんどない	29.0	1.6	6.3	29.5	51.7
多少あるが5割程度より少ない	61.1	65.6	83.3	64.0	41.5
5割程度	3.8	12.5	2.1	2.8	2.5
5割程度より多いがほとんどではない	2.0	3.1	4.2	1.5	1.7
相談のほとんどを占める	2.9	17.2	2.1	0.6	1.7
無回答	1.3	-	2.1	1.5	0.8

(資料出所) 平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者の賃貸住宅入居支援にかかる具体的な方策の普及に向けた検討事業」((一財)高齢者住宅財団)。自立相談支援機関1,148か所を対象とし555機関から回答。

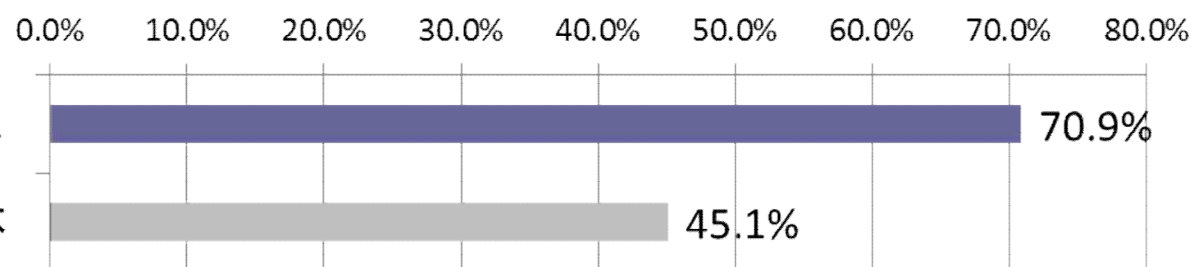
居住支援ニーズと社会的孤立の関係

○ 住まいの喪失により生活困窮に至ったケース(プラン作成ケース)は、全体と比較して「同居家族がない」「人間関係・社会とのつながりに課題がある」「経済的に頼れる人がいない」割合が高く、社会的孤立の状況にあることがわかる。

1. 「同居家族なし」の割合

住まいの喪失により生活困窮に至ったケース

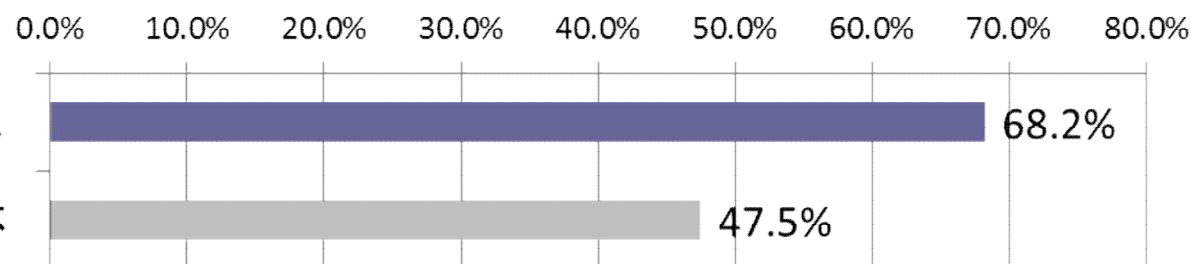
ケース全体



2. 「人間関係・社会とのつながりに問題がある」の割合

住まいの喪失により生活困窮に至ったケース

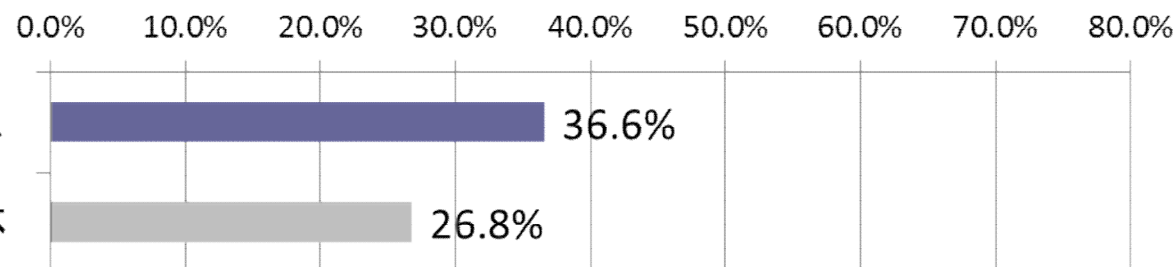
ケース全体



3. 「経済的に頼れる人がいない」の割合

住まいの喪失により生活困窮に至ったケース

ケース全体



(出典) 平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮の発生メカニズムに関する調査研究」(株式会社野村総合研究所)。人口15万人以上の156自治体におけるプラン作成ケース2,694件について、生活の困窮状況とライフヒストリーに関するアンケート調査を実施したもの。住まいの喪失により生活困窮に至ったケースはうち292件。

生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化

1. 方向性

自立相談支援事業の相談者について、賃貸住宅の入居・居住に関して直面している困難（家賃負担、連帯保証、緊急連絡先の確保等がネックとなり賃貸住宅を借りられない）を踏まえた個別支援を充実する。

⇒ こうした困難を抱える者は、身寄りが無い、世帯の経済基盤が弱い等の事情が背景にあると考えられ、自立相談支援事業の相談者像そのもの。相談者の課題を踏まえ、家賃を下げる、保証や見守りのサービスを組み合わせるといったオーダーメイドの居住支援コーディネート機能が必要。

2. 支援内容

【1. 個別支援】

相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約の支援を行う。

【2. 物件やサービスの情報収集、担い手開拓】

不動産関係者・福祉関係者の有する物件や居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓する。

【3. 潜在ニーズへの対応】

病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談で継続的に支援する。

具体的には、以下のような取組を想定。

- (1) 地元の不動産事業者から、保証人や緊急連絡先がなくても入居できる物件、家賃が低めの物件などの情報を収集
- (2) 民間の家賃保証サービスや協力を得やすい不動産事業者リストなどについて、都道府県の居住支援協議会から情報収集
- (3) 緊急連絡先の代わりになりうる見守りサービス等について、市町村の福祉担当や社協などから情報収集
- (4) 家賃保証や緊急連絡先の引き受けについて、厚労省が提供する取組事例を元に社会福祉法人等に打診、スキームづくり
- (5) 取組事例を元に、物件サブリース等により緊急連絡先不要で安価な住居を自ら提供する社会福祉法人を開拓

3. 平成29年度予算

【予算額】2.5億円

【補助率】1／2

居住支援事業（平成29年度新規事業）の実施状況

○ 平成29年度予算による居住支援事業について、地域の持家率などに関わらず支援ニーズが認識されており、各地で実施が広がっている。

【愛知県】 参考：愛知県の持家率58.7%

運営方法：公益社団法人に委託

支援内容：

- 委託先に専用回線を設け、住まいに関する電話相談（入居者、入居希望者や大家）や困窮者に対する理解のある大家・物件の紹介
- 委託先の法人が大家に対して、入居後の見守りや日常の声かけなどを促す

（参考）事業のパフレット



【富山県高岡市】 参考：富山県の持家率79.4%

運営方法：直営

支援内容：

- 不動産業者の紹介
- 市の建築部門と連携して空き家となっている住宅を低廉な家賃で貸してもらえよう、オーナーと交渉や対象物件の調査など

【埼玉県飯能市】 参考：埼玉県の持家率66.1%

運営方法：直営

支援内容：

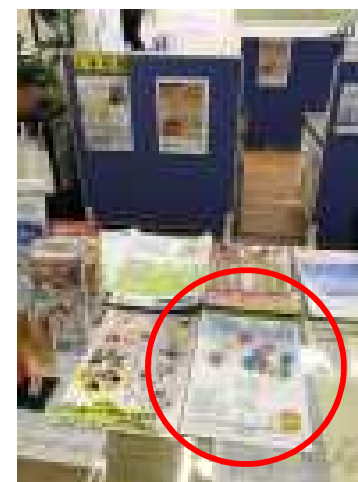
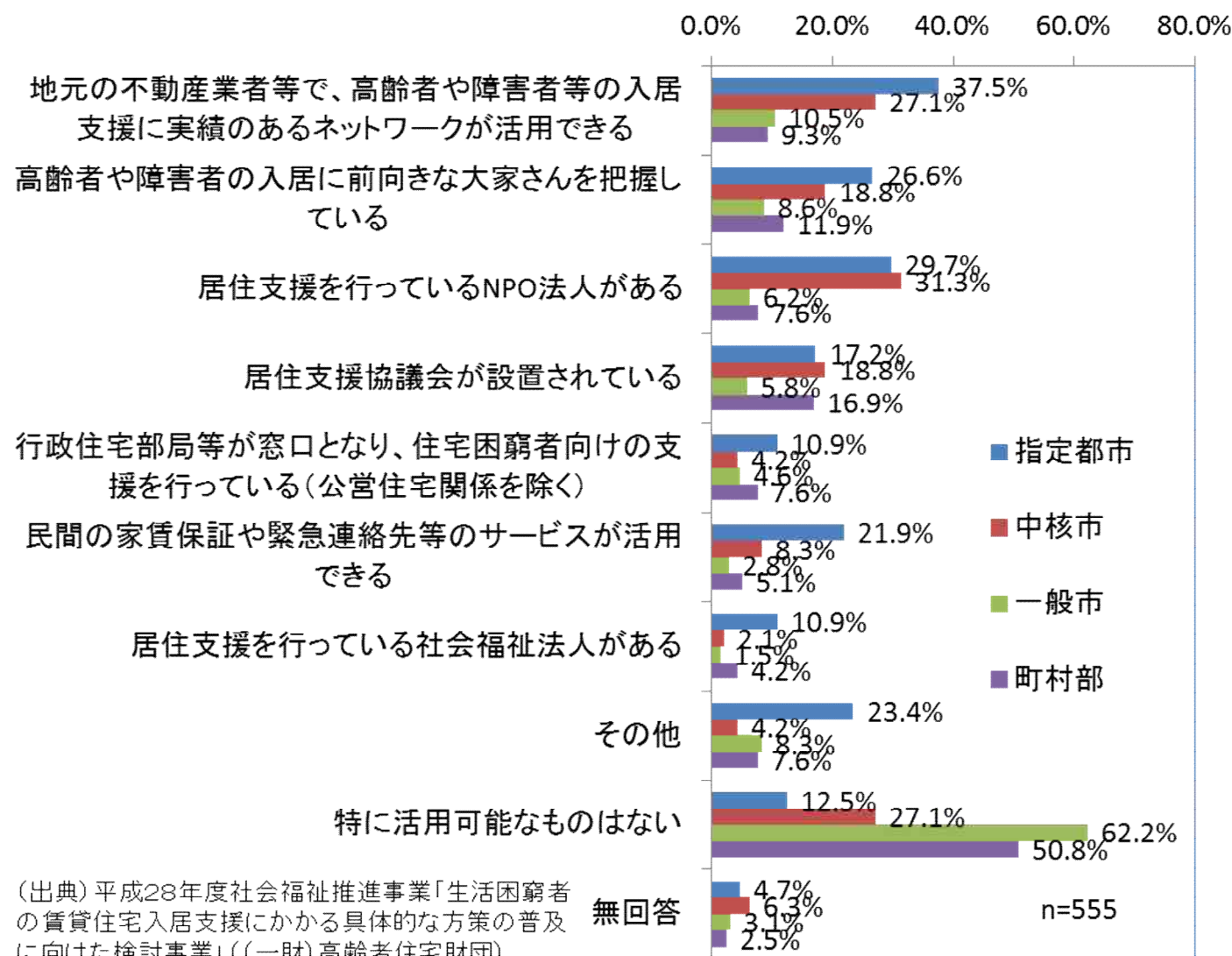
- 物件探しのお手伝い
- 不動産事業者へ同行し契約等支援
- 入居後の支援（住民票などの転居手続き等）

民間の住宅関連事業者との連携事例

○ 自立相談支援機関においては、生活困窮者の居住支援ニーズに対して、住居確保給付金を活用する場合にとどまらず、民間の住宅関連事業者との連携による支援が広がっている。

1. 生活困窮者の賃貸住宅入居支援に際して活用可能な社会資源の状況

2. 自立相談支援機関と地元の不動産事業者の連携事例



←不動産店の店頭
に設置されている自
立相談支援事業の
案内パンフレット



← ↑ 自立相談支援機
関の支援員と、地元の
不動産事業者との打ち
合わせの様子(制度概
要の共有や、生活困窮
者が入居しやすい物件
の場所の確認などを
行っている)

居住に関する資源を巡る課題への対応状況

- 居住に関する資源を巡る課題については、新住宅セーフティネットにより制度的対応がなされ、今後、実効性のある施行に向けて、引き続き福祉・住宅行政の連携を深めていく必要。
- 一方、施設ほどではない支援や見守りの提供については、各地で先進的な取組がなされている状況。

1. 安価な
家賃の住
宅の確保



2. 入居支
援の強化



3. 家賃債
務保証の
円滑化



4. 施設ほ
どではない
支援や見
守りの提供



新住宅セーフティネットによる対応

- 生活困窮者の入居を拒まない賃貸住宅を「登録住宅」とし、そのうちの「専用住宅」については①改修費の補助や②家賃債務保証料・家賃の低廉化の補助を実施。
- 住宅の形態としては、戸建ての空き家を改修したシェアハウスや、例えばアパート一棟を借り上げての集住型等、様々な形をとることが可能な枠組みとなった。
- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人を都道府県が指定し、登録住宅の情報提供、入居相談等を行う。国はこうした居住支援活動に支援を実施。
- これまで各地の福祉関係者が独自に行ってきた活動が、法的な位置づけを得られる枠組みとなった。
- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、(独)住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加。
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施。
- 制度的な対応としては、高齢者については地域支援事業でカバーしうる枠組みとなっているものの、高齢者以外も含めて存在する支援ニーズ全体への包括的な対応とはなっていない。
- 各地で先進的な取組事例が展開されているが、それらには共通する要素が見られる(次ページ)。

「施設ほどではない支援や見守り」を提供している事例

NPO法人ふるさとの会による取組（墨田区・台東区）

地域に点在するアパート・戸建ての住宅に居住する人に対して支援



共同リビング・サロン

共同リビングやサロンを運営する職員が居場所づくり・仲間づくり・同居者同士のトラブルミーティングや相談支援を担

※居住支援を受ける人が生活支援の担い手として就労する側面もある

NPO法人抱樸による取組（北九州市）

地域に点在するアパート・戸建ての住宅に居住する人に対して支援



（互助会運営委員会の様子）

自立者同士の「互助会」・ボランティアセンター

自立生活サポートセンターが居宅設置後の自立生活を支援し、互助会やボランティアセンターが自立者・ボランティアによる行事運営や行事カレンダー訪問配布、相互のお助け活動をコーディネートする。

社会福祉法人偕生会による「地域善隣事業」（低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業）の取組（豊後大野市）

戸建ての空き家を活用



シェアハウスでの同居

養護老人ホームの職員が食事の提供や地域住民との関係づくりを担う。また、同居者同士の互助でできることを見極める。

ナガヤタワーにおける取組（鹿児島市）

通常の民間マンション（6階建て・1R～2LDK）



共同リビング・台所・風呂

共同生活の調整役として、相談員が交流企画（食事会やサークル活動等）を担う。

新住宅SN制度は福祉部局において積極的に活用

- 今般整備された「新たな住宅セーフティネット制度」を効果的に活用していくためには、居住支援のニーズを日常の業務から把握し得る自治体の福祉部局の役割が極めて重要となる。
- そこで、市区町村の福祉部局には、自ら住宅部局に対して、例えば以下のような取組を行い、新住宅SN制度を十分に活用・推進していくことが期待される。
 - 福祉施策を通じて把握している居住支援のニーズについて、住宅部局との間でしっかりと共有し、とりわけ、低家賃の住宅を必要とする者については住宅部局へ確実に連絡するなど、協力して住宅の確保に努める。
 - 地域資源の開拓の観点から、地域の社会福祉法人・NPO等に対して居住支援法人への指定の申請を働きかけるとともに、その指定事務が円滑に運ぶよう、指定を行う都道府県への推薦(福祉分野の項目)に協力していく。